



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 日本瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 和田 眞治
(コード番号 8174 東証第1部)
問合せ先 代表取締役副社長兼管理本部長
中山 雄樹
(TEL 03-3553-1281)

業績連動報酬制度の導入、役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動報酬制度の導入、役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入を決議いたしました。株式報酬制度は、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とする報酬制度です。

また、当社子会社 6 社（東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社、北日本ガス株式会社、日本瓦斯工事株式会社および日本瓦斯運輸整備株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）についても、平成 27 年 5 月開催の取締役会において、当社の取締役等と同様に役員報酬制度の見直しを行い、業績連動報酬制度の導入、役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入を決議する予定です（対象取締役等を対象とする株式報酬制度を以下「本制度」という。）。

上記の役員報酬制度の見直しは、当社グループの業績に対象取締役等の基本報酬を連動させるとともに、株式報酬制度を導入して対象取締役等の報酬と株主価値との連動制を高めることにより、対象取締役等の業績向上意欲を一層高め、企業価値・株主価値の向上につなげることを目的としています。

上記の役員報酬制度の見直しにより、当社は、役員退職慰労金の打ち切り支給および本制度に関する議案を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 61 期定時株主総会に諮ることといたします。また、同様に、各対象子会社は、役員退職慰労金の打ち切り支給および各対象子会社の取締役を対象とする本制度に関する議案を平成 27 年 5 月下旬から 6 月初旬にかけて開催予定の各対象子会社の株主総会に諮ることといたします（当社および各対象子会社の株主総会を以下「本株主総会」と総称する。）。

記

1. 業績連動型報酬制度の導入

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役等の業績向上インセンティブ強化を目的として、平成 27 年 7 月分より基本報酬の一部に業績連動部分を導入することといたしました。

基本報酬の一定割合を業績連動部分とし、連結営業利益の実績に基づく業績連動部分の変動により、次年度の基本報酬額総額が決定されることとなります。個別報酬額は取締役等の評価に基づき決定いたします。

2. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、現行の役員退職慰労金制度を平成27年3月期をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する当社の取締役および監査役については、平成27年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打ち切り支給時期は各取締役においては全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点、各監査役においては監査役を退任した時点（ただし、監査役を退任後に対象取締役等に就任している場合には全ての対象取締役等を退任した時点）といたします。

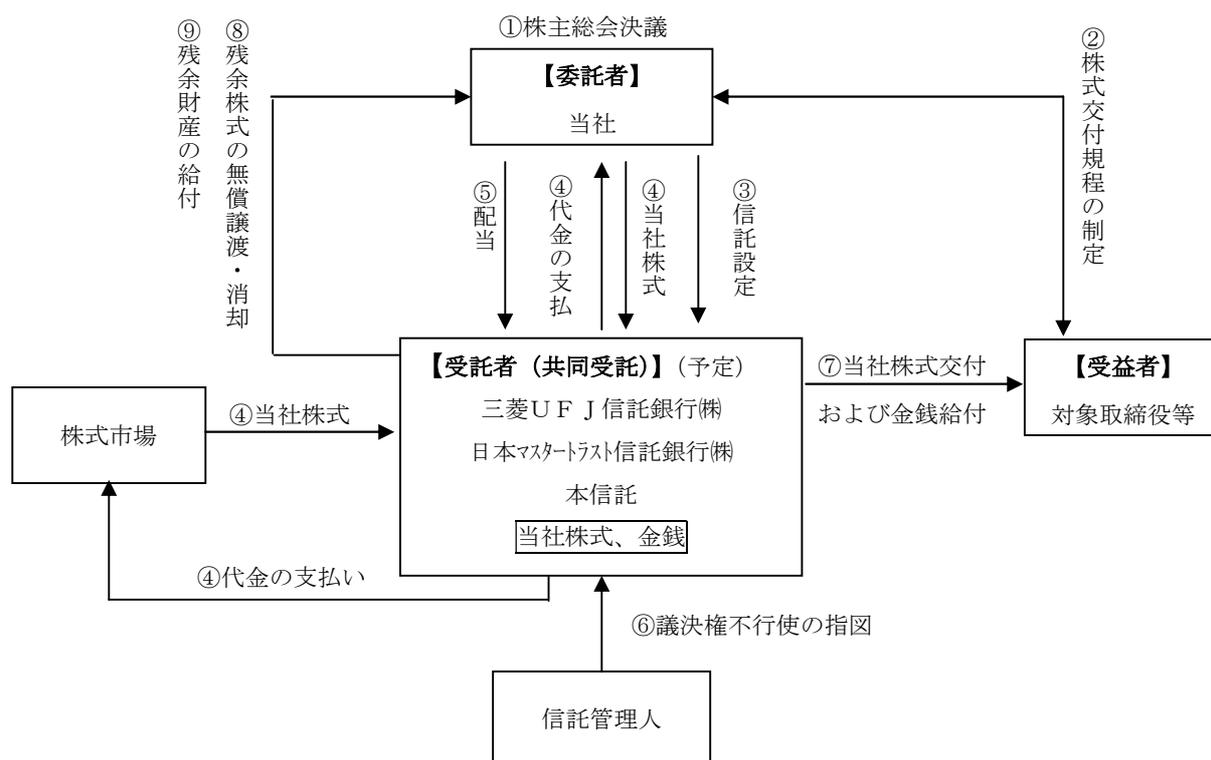
3. 株式報酬制度の導入

- (1) 当社は、対象取締役等を対象に、これまで以上に当社グループの業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、対象取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、各対象会社ごとに、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。また、本制度において対象取締役等が現に株式の交付を受けるのは、原則として、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時となります。
- (3) 本制度については、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、対象取締役等に交付される株式報酬型の役員報酬となります。

4. 役員報酬制度の見直し

このたびの役員報酬制度の見直しにより、対象取締役等の報酬は、「基本報酬（業績連動報酬）」、「賞与」、および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である各対象会社の社外取締役および監査役の報酬については、「基本報酬」のみで構成されます。

5. 本制度の概要



- ①対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに、株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④受託者(本信託)は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。本信託が取得する株数は、①の総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、各対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される一定のポイントが、対象取締役等に付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、当該対象取締役等の退任時に累積ポイント(下記(5)に定める。)に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)が交付および給付(以下「交付等」という。)されます(なお、当該対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の取締役等を兼任している場合(当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象

会社の取締役等に就任する場合を含む。)は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われる。)

⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に交付する予定です。

(注)受益者への当社株式の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて)各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 年間 (以下「対象期間」という。)を対象として、役員報酬として、各事業年度における基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式等の交付等を行う制度となります。

(2) 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および対象取締役等が付与を受けることができるポイント (下記 (5) に定める。)の 1 年当たりの上限総数その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者 (受益者要件)

対象取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任後、下記 (5) に定める累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること (対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。)
- ② 全ての対象会社の対象取締役等を退任していること (※)
- ③ 一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記 (5) に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※)ただし、本信託を終了する時点において、上記②を除く受益者要件を満たす対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等に当社株式が交付されることがあります。また、下記 (4) 第 3 段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、

当該対象者に対して対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

平成 27 年 9 月 10 日（予定）から平成 32 年 8 月 31 日（予定）までの約 5 年間とします。

なお、5 年後の各対象会社の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議における承認決議の範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続することがあり得ます。

ただし、当該期間の終了時に受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該対象取締役等が全ての対象取締役等を退任し、当該対象取締役等に対する当社株式全体の交付が完了するまで、最長で 10 年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 対象取締役等に交付される株式数

対象取締役等には、信託期間中の毎年 7 月（初回は信託設定後速やかに）に、同事業年度における基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される一定のポイントが、翌年 3 月 31 日で終了する事業年度（初回は平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度）（以下「評価対象事業年度」という。）に係るポイントとして、対象会社ごとに付与されます。対象取締役等には、対象取締役等退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

[ポイント算定式]

基本報酬月額（※1）×12（※2）×役位係数÷信託設定時株価

（※1）基本報酬月額は、評価対象事業年度における取締役等の 7 月の対象取締役等の基本報酬の月額を意味します。各評価対象事業年度における各対象取締役等の基本報酬月額は、前事業年度の連結営業利益額に応じて決定される基本報酬予算額を役位および各対象取締役等の前事業年度に係る業績評価に応じて配分し、それを 12 分割する方法により、決定されます。

（※2）事業年度の途中で退任した対象取締役等については、当該事業年度における在任月数とします（例えば、当該事業年度中に開催される株主総会の時点で退任した対象取締役等については 3 となり、毎年 7 月のポイント付与後に同一評価対象事業年度中に退任した対象取締役等については在任月数に応じてポイント数を減らす方法により調整する。）。

(6) 本信託に拠出する信託金上限および年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は 607 百万円（※）を上限といたします。

また、信託期間内に各対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は 533 百万円（当社分と合わせて、合計 1,140 百万円）（※）とします。

（※）信託金上限は、現在の対象取締役等の基本報酬および賞与の水準を考慮し、株式取得

資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

さらに、当社の取締役等に付与される年間付与ポイントの上限は42,300ポイントとして、各対象子会社の取締役等に付与される年間付与ポイント上限の合計を37,300ポイントとして、それぞれ各対象会社の承認決議を行うことも予定しております。かかる決議がなされた場合、対象取締役等が本信託から交付等を受けることができる株数は、かかるポイントに相当する株数の上限に服することになります。その為、対象期間において、本信託が取得する株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの上限の合計に信託期間の年数5を乗じた数に相当する株式数（398,000株）を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の各対象会社の株式取得資金の上限の合計額および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各対象取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の各対象会社のそれぞれの株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 対象取締役等に対する株式交付時期

上記（3）の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、当該対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、対象取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達等により、本信託の終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある対象取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じる場合は、株主還元策として、信託終了時または上記（4）第3段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【本信託の内容】

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 全ての対象会社の対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 対象会社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成27年9月10日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年9月10日（予定）～平成32年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年10月1日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 1,140百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上